

静岡市 都市農業 振興基本計画



令和5年3月

静岡市

もくじ

第 1 はじめに

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 「静岡市都市農業振興基本計画」策定の趣旨 | 1 ページ |
| 2 | 基本計画における都市農業の対象区域
及び都市農業者の定義 | 3 ページ |
| 3 | 基本計画の位置づけ | 4 ページ |
| 4 | 本市が目指すまちづくりの方向 | 5 ページ |
| 5 | 計画期間 | 6 ページ |

第 2 都市農業の現状

- | | | |
|---|-------------------------------|--------|
| 1 | 本市都市農業をめぐる状況の変化 | 8 ページ |
| 2 | 各区（本市都市農業の区域として定義した市街化区域内）の農業 | 13 ページ |
| 3 | 都市農業者の現状 | 15 ページ |
| 4 | 地域住民の意向 | 16 ページ |

第 3 都市農業振興における課題

- | | | |
|---|-------|--------|
| 1 | 課題の整理 | 19 ページ |
|---|-------|--------|

第 4 本市都市農業の目指す方向性

- | | | |
|---|--------|--------|
| 1 | 方向性の整理 | 24 ページ |
|---|--------|--------|

第 5 都市農業振興の基本方針と施策展開

- | | | |
|---|-------|--------|
| ◎ | 基本方針Ⅰ | 26 ページ |
| ◎ | 基本方針Ⅱ | 29 ページ |

第 6 都市農業振興における目標指標

- | | | |
|---|--------|--------|
| ◎ | 目標指標 1 | 34 ページ |
| ◎ | 目標指標 2 | |

第 7 計画の推進及び関係者の役割と期待される行動

- | | | |
|---|-------|--------|
| 1 | 計画の推進 | 35 ページ |
|---|-------|--------|

参考資料

38 ページ

ごあいさつ

本市は、雄大な南アルプスの山々と日本最深の湾である駿河湾に南北を囲まれ、1つの市としては国内第5位を誇る広い市域を有していますが、人口のおよそ9割にあたる多くの市民の皆さんが、その中のわずか7%ほどの市街化区域で生活しています。

平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、翌年5月には国の「都市農業振興基本計画」が策定されたことにより、都市における農地の位置付けが、これまでの“宅地化すべきもの”から“あるべきもの”へと大きく方針転換されました。

本市においては、平成30年3月に県内の自治体に先駆けて、「都市農業振興基本法」に基づく地方計画である「静岡市都市農業振興基本計画」を策定しました。

この計画では、本市の都市農業が目指す将来像を【農業者と地域住民が支えあう元気な“しずおか都市農業”】と位置付け、都市農業者と地域住民のそれぞれの目線に立った施策を展開してきたところです。

この度、平成30年3月の計画策定から5年を迎えるにあたり、社会情勢や都市農業を取り巻く環境の変化、国の農政指針の動向などを踏まえ、市政アンケートモニター調査や都市農業者、農業関係者などからの意見や視点を加えて、「静岡市都市農業振興基本計画」の見直しを行いました。

新鮮で安全・安心な農産物を供給し、みどり豊かな景観や人々の交流の場を与える都市農業は、市民の皆さんにとって大切な地域資源であるといえます。

今後も、この計画の実現に向けて、農業者の方々のみならず、地域住民の皆さんや関係団体、県、市などがより一層互いに理解を深め、それぞれの立場から期待される役割を果たしていくことが大切です。

「生産地と消費地が近接している」という大きな特徴を持つ本市の都市農業が、ますます魅力的なものとなるよう、皆さんで協力して推進し、「世界に輝く静岡」の実現を目指していきましょう。

令和5年3月

静岡市長 田辺 信宏

第1 はじめに

1 「静岡市都市農業振興基本計画」策定の趣旨

平成27年4月に「都市農業振興基本法」（法律第14号。以下「基本法」という。）が施行され、平成28年5月には、「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。国の基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地の保全を誘導していく施策の方向性が明示されました。

このような中、広大な市域を有するものの平坦地が少なく、北部の南アルプスと駿河湾に挟まれた区域に人口が集中している本市は、市街化区域面積が、市域全体のわずか7%に過ぎないものの、人口約69万人のうち、約90%を占める62万人余りがこの市街化区域に居住していると同時に、この区域には市内全農地の約19%の農地が分布し、少量ながら多くの品目の農産物が生産されています。（【資料1、2】参照）。

このことから本市は、農業者と※地域住民（消費者）の距離が近く、「生産地でありながら消費地でもある」と言えます。また、このことは農業者にとって、多品目生産であることが地域住民のニーズに即し、農産物の販売促進につながりやすく、地産地消の推進に適した環境にあると言えます。

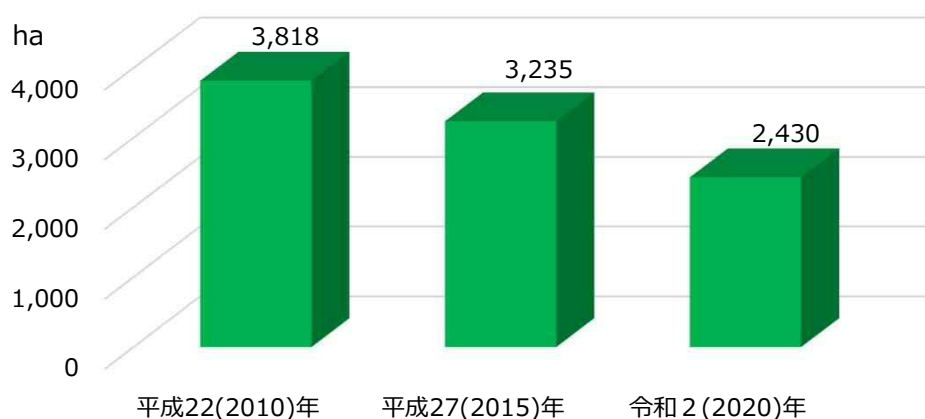
一方、安全・安心な食への意識が高まる中で、都市農業に対する地域住民の関心も、新鮮な農産物を供給する生産現場であるということ以外に、都市での生活に潤いをもたらす緑地空間であるとの認識が浸透してきています。

このほか、東海地震や南海トラフ地震の発生により、甚大な被害が想定される本市においては、緊急時に人命を守る避難スペースとして、都市農地の果たす役割が期待されており、さらには火災時の緩衝地帯や水害などに対する治水としての機能や役割も期待されています。

「静岡市都市農業振興基本計画」は、都市農地を保全し、農業者の営農活動を支援するとともに、農業者と地域住民が共存することで将来にわたり本市の都市農業が安定的に継続すること、及び本市の都市農業（農地）が有する多様な機能の発揮を通じ、市民生活の向上に資することを目的に策定するものです。

※ 本文中「地域住民」とは、市街化区域内に居住する市民をいいます。

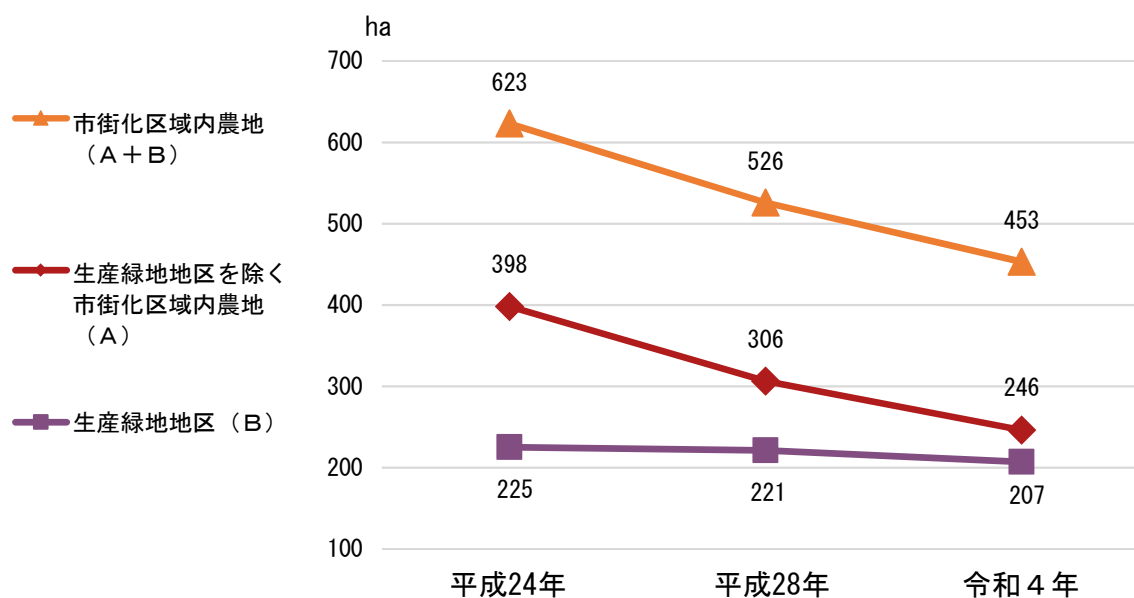
【資料 1】市内全域の農地面積の推移（平成22年・平成27年・令和 2 年）



農林業センサス 総経営耕地面積（総農家）より

◆令和 2 (2020)年の市内全域の総経営耕地面積は、平成22(2010)年に比べ約36.4%、平成27 (2015)年に比べ24.9%減少しています。

【資料 2】市街化区域内農地面積（生産緑地地区+生産緑地地区を除く面積）の推移



平成28～令和 4 年度 固定資産概要調書・生産緑地地区の指定状況 より

◆生産緑地地区の面積は、10年間で約 8 %の減少に留まっているのに対し、生産緑地地区を除く市街化区域内農地面積は約38.2%減少しています。両方を合わせた市街化区域内農地面積は10年間で約27.3%の減少となっています。

◆【資料 1】と【資料 2】から、令和 4 年度における市内（全域）農地面積のうち、市街化区域内農地の割合は18.6%、生産緑地地区の割合は8.5%となっています。

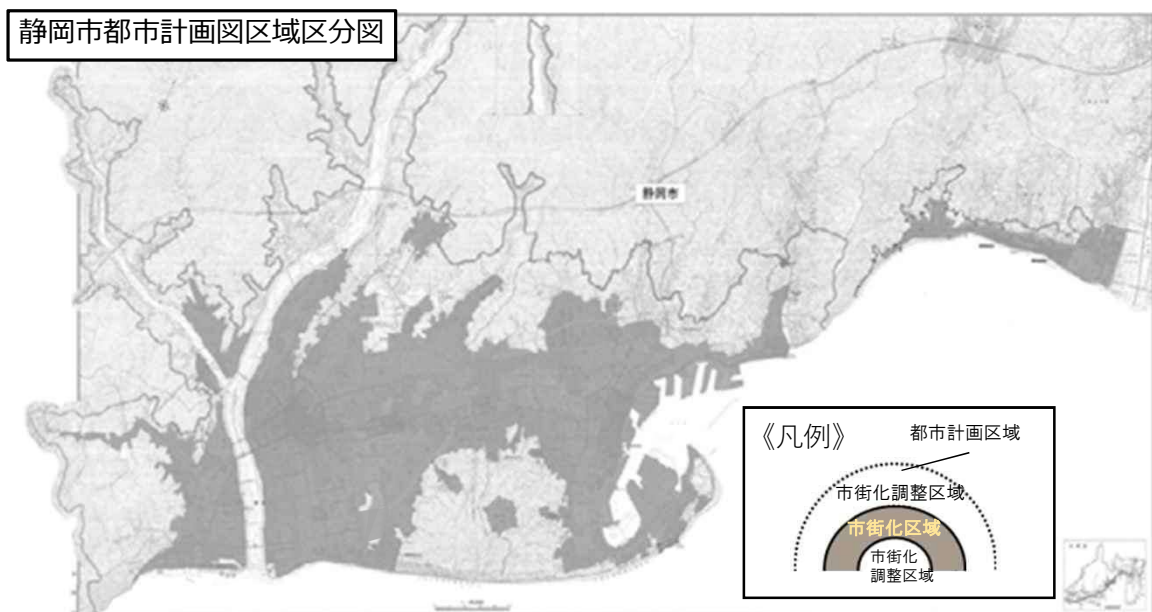
2 基本計画における都市農業の対象区域及び都市農業者の定義

基本法第2条では、「都市農業とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう」と規定されています。また、国の基本計画では、「都市農業の振興を図るべき具体的な区域については、国が一律に基準を定めるのではなく」地方公共団体が「地域の実情に応じて設定することが適当である」としています。

そこで、本市基本計画における都市農業の対象区域は、「静岡市の都市計画区域のうち市街化区域内」とします。

また、都市農業の対象区域である農地（都市農地）を利用して営農活動を行う農業者を「都市農業者」と定義することとします。

【資料3】本市の市街化区域の範囲



市街化区域内農地（葵区）



市街化区域内農地（駿河区）

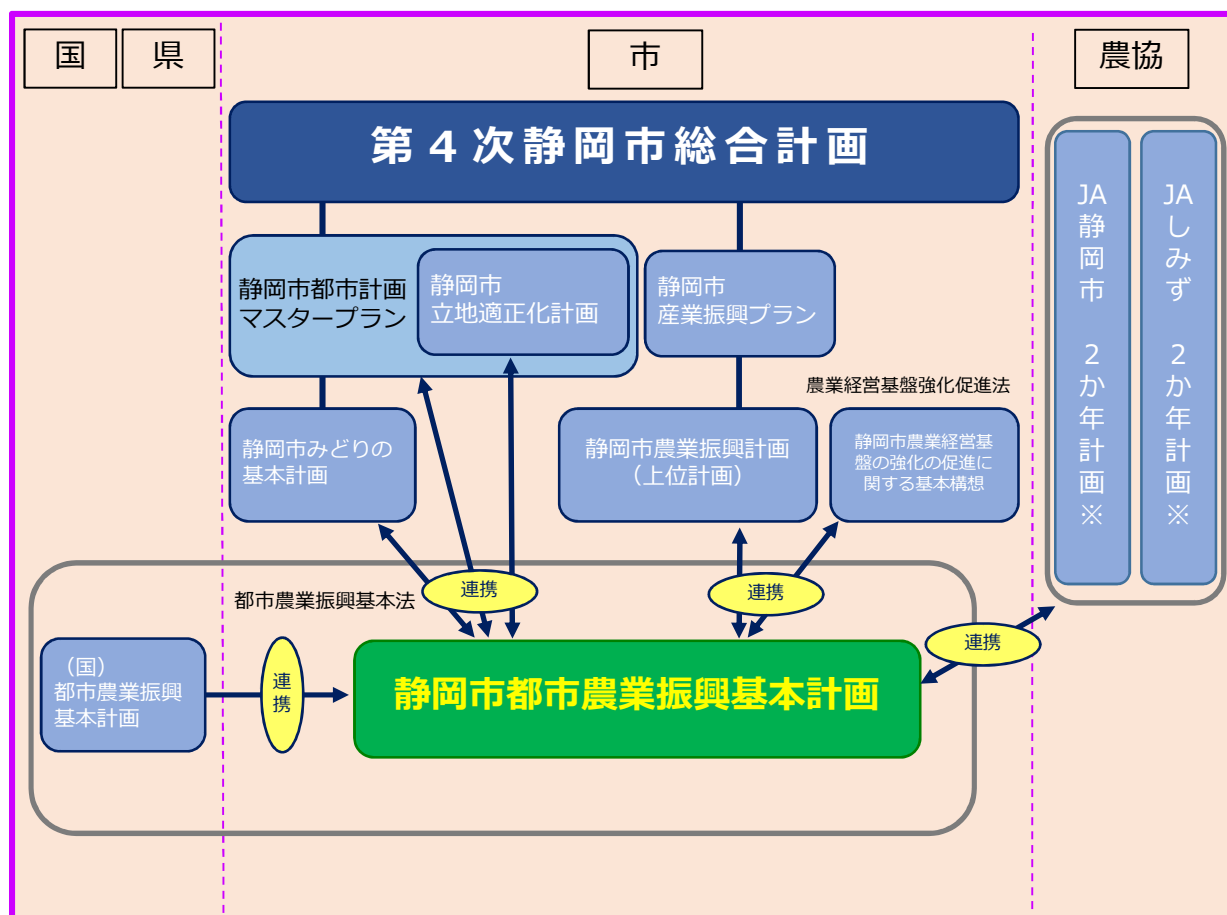


市街化区域内農地（清水区）

3 基本計画の位置づけ

本計画は、基本法第10条の規定に基づき定めるものであり、本市の都市農業の振興に関する各種施策の基本となる計画です。また、静岡市総合計画をはじめ、静岡市農業振興計画（上位計画）、※静岡市都市計画マスタープランなどの各種計画と整合を図るとともに、市（行政）や都市農業者、農業関係団体を含めた関係者は、本計画で規定する理念や方向性を共有することが求められます。

【資料4】静岡市都市農業振興基本計画の位置づけ



※ 「静岡市都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に基づいて、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針を明らかにした、基本的な方針を示すものです。

4 本市が目指すまちづくりの方向

本市の各種計画では、目指すべきまちづくりの方向や、その中の農地の位置づけなどについて次のように示しています。

まず、「第4次静岡市総合計画」及び「第3次静岡市産業振興プラン」では、農林水産分野については、「南アルプスから駿河湾までの多彩な資源を活かし、持続可能な農林水産業を営むまちを実現」するとしています。

次に、「静岡市都市計画マスタープラン」では、本市が目指す将来都市構造として「集約連携型都市構造（コンパクトシティ＋ネットワーク）」を掲げています。そして、市街化区域内に、「ゆとりある市街地ゾーン」を設け、「低密度化を図ることで、戸建て住宅や低層の集合住宅を主体とした良好な住宅地の形成」を図るとしています。

さらに、都市のコンパクト化を実現していくための計画としては「静岡市※立地適正化計画」があります。この計画では、「空き地や空き家を有効的に活用するなどして、地域の良好な環境を守りながら、ゆとりある生活を楽しむ区域」として、「ゆとりある市街地形成区域」の実現に向けて「静岡市みどりの基本計画」や本計画と連携していくこととしています。



静岡市立地適正化計画

※ 「立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法の一部改正（平成28年法律第72号）第81条に基づく医療・福祉・商業などの都市機能や居住機能の適正な誘導により、コンパクトなまちづくりを推進するための計画で、都市計画マスタープランの高度化版です。

また、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「※1静岡市みどりの基本計画」では、基本方針の1つである「防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します」の施策において、「都市農地の保全・活用」を掲げています。

本市の都市公園条例で定める市街地の住民1人あたりの公園の敷地面積の基準は5㎡です。これに対し、令和2年度末における市街化区域内における住民1人あたりの公園面積は3.1㎡であるため、市街化区域内における緑地空間の確保は継続して取り組むべき課題と言えます（【資料5】参照）。

静岡市都市農業振興基本計画の上位計画となる「静岡市農業振興計画」では、本市農業が「地域経済を支える産業」でありつづけるとともに、「今後も一層、公益的機能を発揮することにより、市民が豊かな生活を享受できるまちを目指す」ことを目的に掲げています。

令和5年度から始まる第2次静岡市農業振興計画は、経済と環境の好循環を作り、本市農業を持続可能なものとするために、継続的な課題である「農業所得の向上」と「担い手の確保」に加え、「※2グリーン農業の推進」や「※3多様な担い手の創出及び育成」に取り組むこととしています。

5 計画期間

国の基本計画では計画期間を定めていませんが、計画を策定してから一定期間経過した後には、その時点での諸情勢などに即して内容を見直す必要があることから、本計画では第4次静岡市総合計画及び第3次静岡市産業振興プラン、第2次静岡市農業振興計画等の関連計画に合わせて令和5年度（2023年度）から8年度（2026年度）までの4年間とします。

なお、国の制度改正など社会情勢の変化などにより、新たな対応が必要となった場合には、その時点で所要の改正を行うこととします。

※1 「静岡市みどりの基本計画」とは、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

※2 「グリーン農業」とは、国が令和3年5月に決定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、化学農薬・化学肥料を減らした栽培方法や、農業用機械・施設の脱炭素化に取り組むことにより環境保全や温室効果ガスの低減に資する、環境負荷の低減に取り組む農業のことです。

※3 「多様な担い手」とは「半分農業・半分他産業従事の両立」といった専業にこだわらない兼業農家（半農半X）や小規模農家等、一定の基準を満たした認定農業者や認定新規就農者以外の農業者をいいます。

【資料 5】市街化区域内における 1 人あたり公園面積 (令和 2 年度末)

政令市名	都市公園合計		市街化区域 人口(千人)	1 人あたり 公園面積 (㎡/人)
	箇所	面積(ha)		
神戸市	1,633	2,116.55	1,472	14.4
仙台市	1,765	1,274.61	1,053	12.1
北九州市	1,633	913.46	927	9.9
札幌市	2,715	1,895.00	1,952	9.7
岡山市	361	494.72	581	8.5
千葉市	1,020	765.32	917	8.4
堺市	1,068	668.34	793	8.4
新潟市	1,233	478.39	651	7.3
名古屋市	1,480	1,626.43	2,285	7.1
福岡市	1,596	1,069.30	1,500	7.1
熊本市	844	434.99	646	6.7
浜松市	460	319.91	502	6.4
広島市	1,129	625.08	1,150	5.4
横浜市	2,637	1,765.37	3,597	4.9
相模原市	591	300.86	715	4.2
大阪市	992	957.11	2,740	3.5
川崎市	1,115	479.69	1,420	3.4
京都市	931	476.63	1,435	3.3
静岡市	449	194.89	628	3.1
東京特別区	4,343	2,756.49	9,575	2.9
さいたま市	862	334.38	1,212	2.8
政令市計	28,857	19,947.52	35,751	5.6

令和 2 年度末都市公園整備水準調書より

第2 都市農業の現状

1 本市都市農業をめぐる状況の変化

(1) 農業振興地域と都市計画区域

高度経済成長期の急激な都市化の進展に対応するため、昭和43年に「新都市計画法」（昭和43年法律第100号）が制定されました。同法に基づき※都市計画区域内に設定された市街化区域は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされ、その区域内の農地は、開発許可により宅地化すべきものとして位置付けられました。

一方、優良農地を主体とした農業地域を保全・形成し、農地の無秩序な転用などを抑制するため、昭和44年に「農業振興地域の整備に関する法律」（法律第58号。農振法）が制定されました。同法に基づき指定された農用地区域は「農用地などとして利用すべき土地の区域」とされ、主な農業振興施策は、この農用地区域を対象として、計画的・集中的に実施することとされました。

このような経過を経て、都市農業は、農業政策と都市政策の両面から確たる役割や位置づけを失うこととなりました。



※ 都市計画区域とは、土地利用に関する規制など様々な都市計画を定め、一体的かつ総合的な整備・開発・保全をする区域をいいます。

（２）宅地化農地と生産緑地

昭和60年代から平成初頭にかけてのバブル全盛期には、大都市部を主として地価が高騰し、本市も全国的な傾向と同様に市街化区域内の農地に対する宅地化に対する需要が高まりました。その後、本市は平成17年4月に政令指定都市へ移行し、同時に※三大都市圏特定市となりました。これにより、市街化区域内の農地は、原則、宅地化するものとして、固定資産税が、これまでの農地に準じた課税から宅地並み課税で賦課されるようになりました。

しかしながら、市街化区域における市街化の進行も相当に進み、地域住民のライフスタイルも多様化する中で、良好な生活環境の確保のうえから、残存する農地の計画的な保全の必要が高まり、宅地化すべき農地と保全すべき農地のすみ分けが進められました。

そのうち、保全すべき農地については、「主たる農業従事者が当該地について指定から30年間農地として管理すること」を条件に、「※2生産緑地地区」としての指定を受けることで、固定資産税や相続税等において負担軽減措置が適用されることになりました。

※1 「三大都市圏特定市」とは、以下に掲げる圏域に存在する政令指定都市及び以下に掲げる区域を含む市（東京都の特別区を含む。）をいいます。

首都圏：「首都圏整備法」の既成市街地及び近郊整備地帯内にあるもの。

中部圏：「中部圏開発整備法」の都市整備区域内にあるもの。＜静岡県・愛知県・三重県＞

近畿圏：「近畿圏整備法」の既成都市区域及び近郊整備区域内にあるもの。

※2 「生産緑地地区」とは、生産緑地法（昭和49年法律第68号）の規定により市街化区域内にある農地などの農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区をいいます。

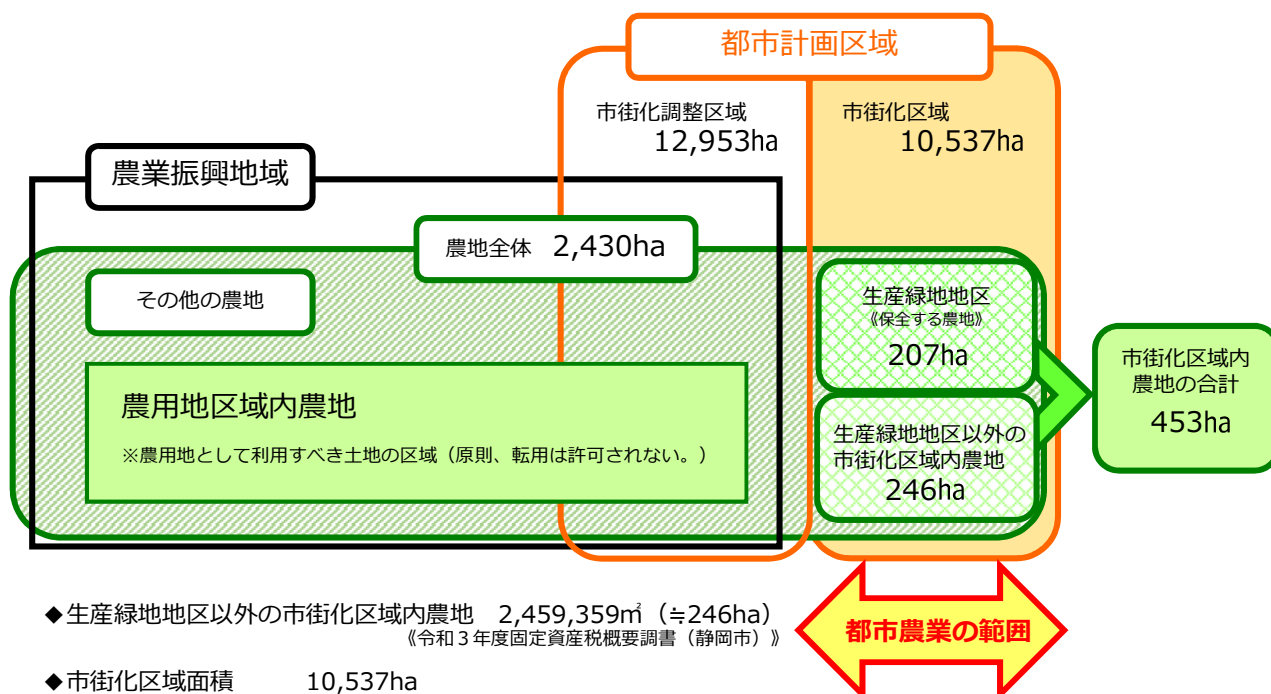
本市の令和5年1月1日現在における市街化区域は10,537haで、そのうち※2生産緑地地区を含めた市街化区域内農地は452.8haです。（【資料6】参照）。

生産緑地地区は、一団で指定の面積要件を満たさない農地については、その指定を受けることができません。また、所有者が異なる複数の農地を一団の生産緑地地区として指定し、そのうちの一部の所有者が農地を手放す場合や、生産緑地地区の一部を公共事業用地として収用された場合、残された農地は生産緑地地区としての指定が解除され（いわゆる「道連れ解除」）、営農が継続できなくなることがあります。

この問題に対する対策として、平成29年に生産緑地法が一部改正され、市の条例により指定面積の要件を従前の500㎡から300㎡まで引き下げることができるようになるとともに、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合には一団の農地とみなすことが可能になるなど、運用指針が改正されました。本市においても平成31年3月に条例改正を行い、指定面積要件を300㎡まで緩和しました。

一方で、営農継続が困難となった農地については、耕作放棄地（未利用地）として放置せず、都市計画上の用途地域の区分に沿った土地活用に配慮していく必要もあります。

【資料6】農振法および都市計画法による土地利用区分の概念図



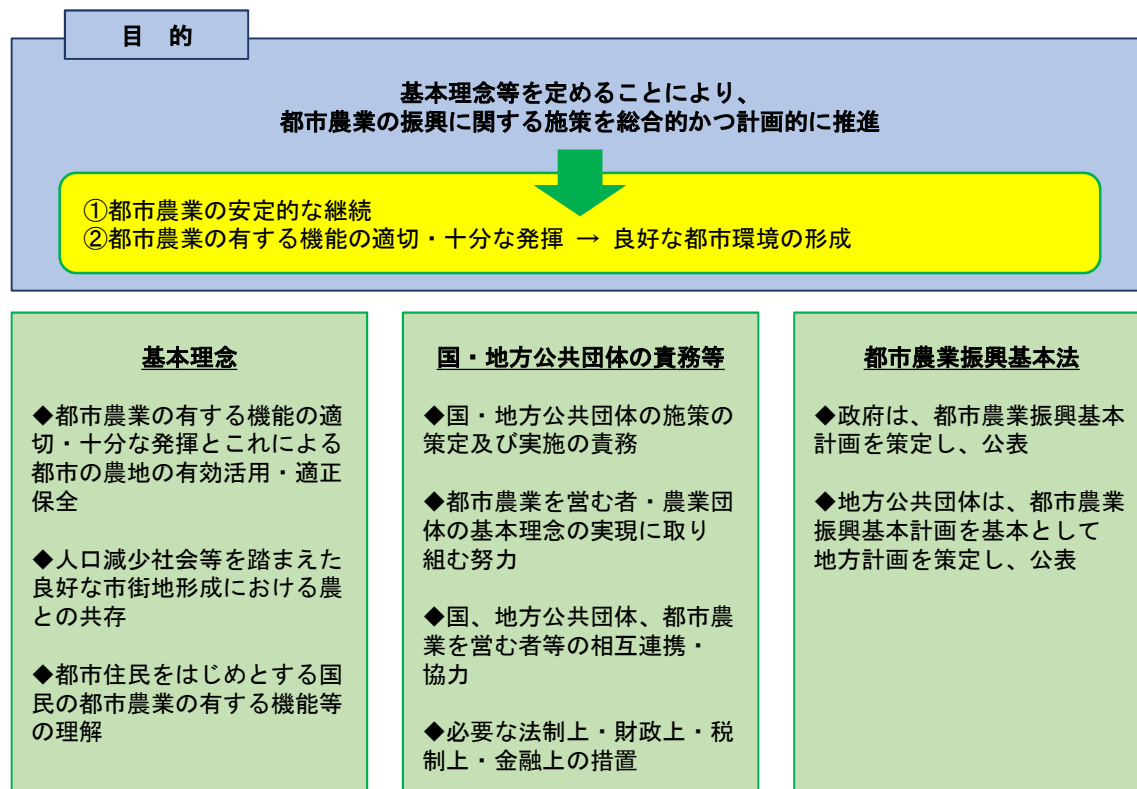
- ◆生産緑地地区以外の市街化区域内農地 2,459,359㎡ (≒246ha)
《令和3年度固定資産税概要調書（静岡市）》
- ◆市街化区域面積 10,537ha
- ◆市街化調整区域面積 12,953ha
《令和4年4月15日 静岡市告示第245号 静岡都市計画区域区分の変更》
- ◆生産緑地地区面積 206.9ha (≒207ha)
《令和4年12月9日 静岡市告示第728号 静岡都市計画生産緑地地区の変更》

(3) 都市農業振興に関する政策の転換

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」（法律第106号）では、都市農業を「都市及びその周辺における農業」と規定し、国が都市農業の振興について方向を示しました。その後、食の安全・安心への市民意識の高まりや学校教育・農業体験を通じた農業に対する理解の高まり、本格的な人口減少時代の到来による住宅需要の鎮静化、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりなど、都市農業を取り巻く情勢も変化してきています。

このような経緯を経て、平成27年4月、基本法が施行されました。基本法では、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義し、平成28年5月に閣議決定された国の基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた市街化区域内農地の位置づけを都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成するうえで、農地を重要なものとして位置付ける方向性が明確に打ち出されました。

【資料7】都市農業振興基本法の概要



農林水産省HP「都市農業振興基本法の概要」より抜粋

2 各区（本市都市農業の区域として定義した市街化区域内）の農業

※下記の地区名には、市街化区域と市街化調整区域が併存する地区が一部あります。

（１）葵区

千代田・上足洗・竜南・北安東などの平坦地の地区では、ホウレンソウ、キャベツ、小松菜など様々な葉物野菜の露地栽培が行われており、カーネーションなどの花卉や、イチゴ、トマトなどの施設栽培も行われています。

賤機山の周囲や西奈地区では、市街化調整区域に隣接する区域で「温州ミカン」などの柑橘や茶が栽培されています。

一方、羽鳥・籠上地区ではイチゴの栽培も行われています。



【ホウレンソウの施設栽培】

（２）駿河区

広野地区は、本市有数の落葉果樹の生産地となっています。この地区は、早生桃の出荷産地として戦前から全国的に名声を高め、現在も市場より高い評価を受けています。また、梨、キウイフルーツ、イチジクなどの果樹も多く栽培されています。

池田・国吉田・谷田など有度山（日本平）の周縁部では茶の栽培が盛んで、やぶきた茶発祥の地として「日本平茶」のブランドを形成しています。

国道１号に沿った丸子地区では、「温州ミカン」や「スルガエレガント」を主とする柑橘や茶の栽培が行われていますが、農地が細分化し、経営規模も小さいところが多くなっています。

一方、大谷・中島地区では、比較的まとまった平坦地において、米や露地野菜の栽培が行われています。



【早生桃】

(3) 清水区

有度・庵原地区では、「温州ミカン」をはじめとする柑橘類の栽培が盛んであり、近年は梨の有袋栽培や、プラムの露地栽培も行われています。

高部・飯田地区では、トマト、イチゴ、葉ねぎなどが栽培されています。

草薙・矢部などの有度山（日本平）周縁部は柑橘や茶を主体とした樹園地が多くあります。

三保・折戸・駒越地区では、枝豆や、大正時代に栽培が始まったトマトなどを主体とした施設野菜の栽培が盛んに行われています。

枝豆は、静岡の温暖な気候を活かした周年栽培が行われ、豊かな旨みと風味、高級感から首都圏の市場にも出荷されるなど、地域を代表する農産物となっています。



【梨の有袋栽培】



【トマト】

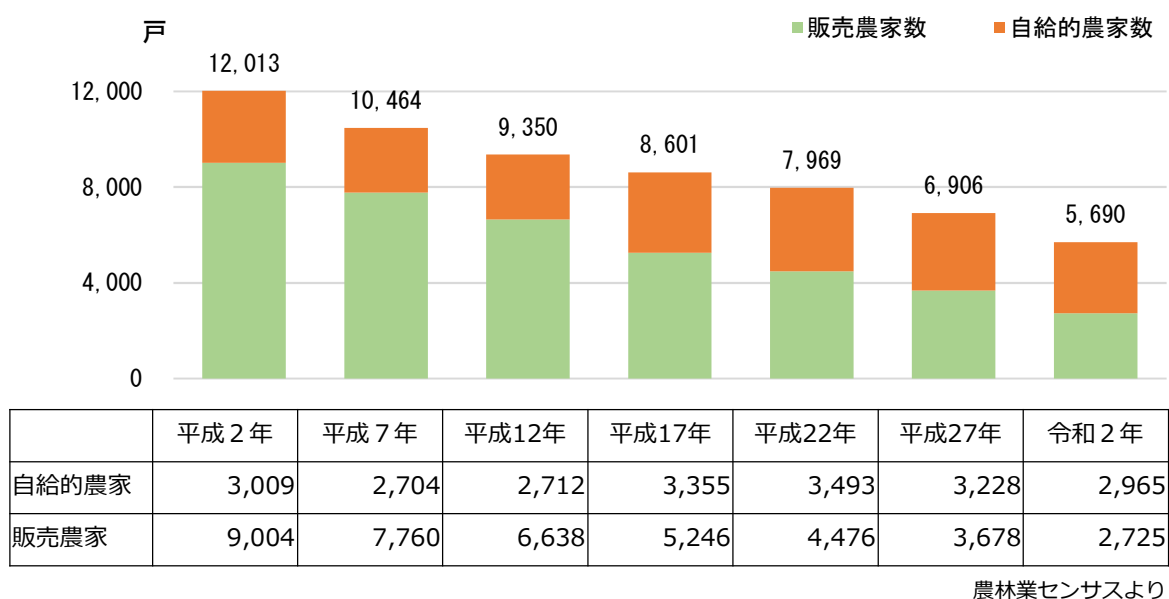
3 都市農業者の現状

本市の総農家数は年々減少を続けており、特に※販売農家は約30年前である平成2年と比較して3分の1未満までに減少し、令和2年には総農家戸数の半数以下となっています（【資料8】参照）。

市街化区域内の農地で営農活動を行う都市農業者においては、消費地に近いというメリットを活かしつつ、収益性の高い積極的な営農スタイルを確立している農家が増えている一方で、基盤整備地を中心に規模拡大や農地の集約化を進める郊外の農家に比べ、市街化の進行や相続に伴う農地の小規模化・分散化が進んでいます。

また、農地を保有し続けることに対する負担の面から、相続時に農地を売却または宅地化するケースもあるほか、営農活動により生じる日照や通風などの物理的環境、肥料の臭いや作業音などに対する十分な配慮が必要となるなど、都市農業特有の課題に直面する中で、販売農家としての経営規模を維持することが難しくなっています。

【資料8】市内総農家数の推移



※ 「販売農家」とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家をいいます。
一方、経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家を「自給的農家」といいます。

4 地域住民の意向

地域住民にとって、市街化区域内の農地は身近な存在です。地域住民は、都市農地が有する地元産の新鮮な農産物を供給する機能をはじめ、生活に安らぎや潤いをもたらす緑地空間としての機能や、農業体験、学習、交流の場としての機能、災害時における延焼防止などの機能などを享受できる立場にあります。

地元産農産物への関心は一定の割合で推移していますが、近年は生活環境の身近な場所で営まれる農業や、都市農地がもたらす様々な役割のほか、食育等への関心を持つ市民も多くみられます（【資料9】「地産地消に関する市民アンケート」、【資料10】「都市農業に関する市政モニターアンケート」参照）。

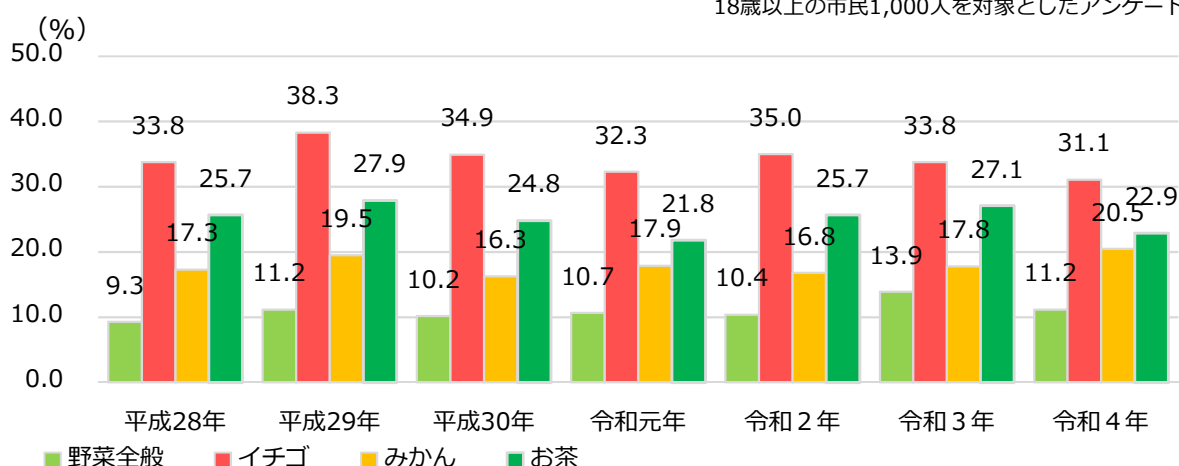
また、平成28年度に比べて減少したものの、依然として過半数の市民が「食育に関心がある」と考えていることがわかります（【資料11】「食育に関する意識アンケート調査」）。

平成27年度に市が清水区蒲原に開設した「アグリチャレンジパーク蒲原」の農業体験広場では、キャベツ、ブロッコリーなどの種蒔き、苗植え、収穫といった体験イベントが開催され、毎年多くの市民が参加し、自然と触れ合うことによる満足感の声が多く聞かれます。

市民農園に対する人気も比較的高く、特に市街化区域では、令和5年1月現在で36箇所、956区画（35,213㎡）ある農園のうち、利用されている区画は855区画と全体の89%にのぼっています（【資料12】参照）。このようなことから、地域住民の間には、新鮮で安全・安心な農産物を消費するだけでなく、農業体験を通じ、自然と触れ合いたいというニーズが強まっているものと考えられます。

【資料9】地産地消に関する市民アンケート

※平成28年度～令和4年度実施（静岡市農業政策課）
18歳以上の市民1,000人を対象としたアンケート

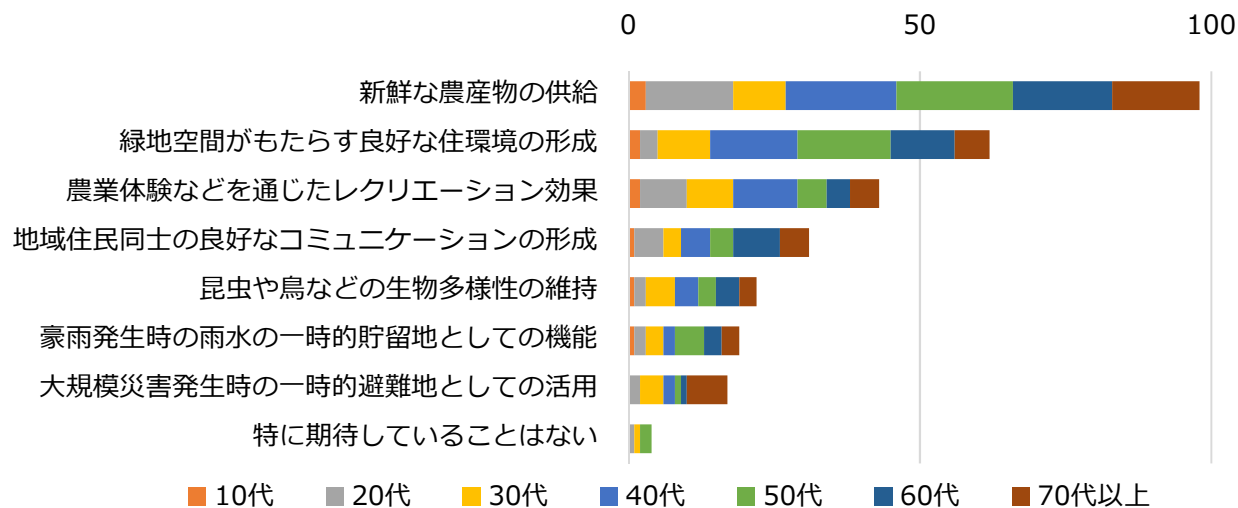


◆市内産を意識して購入している市民の割合は、野菜全般で11.2%、イチゴが31.1%などとなっています。上記4品目全体の平均値は約21.4%です。

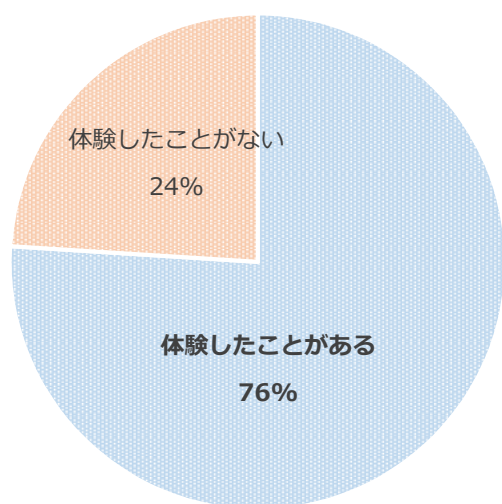
【資料10】都市農業に関する市政モニターアンケート調査

令和4年5月実施（静岡市農業政策課）
市政アンケートモニターに委嘱した市内在住の148人が回答

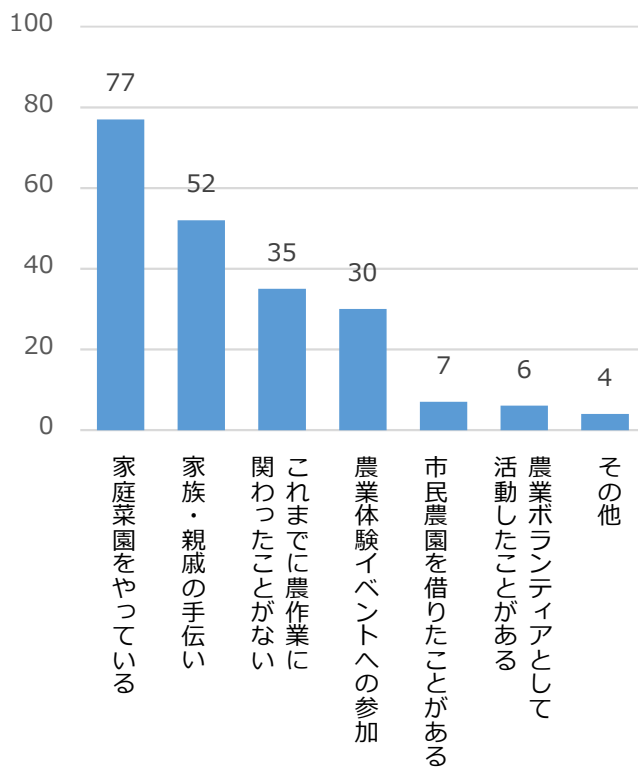
Q. 都市農業の振興（緑地空間の維持）が与える効果に期待するものは？ ※2つ選択



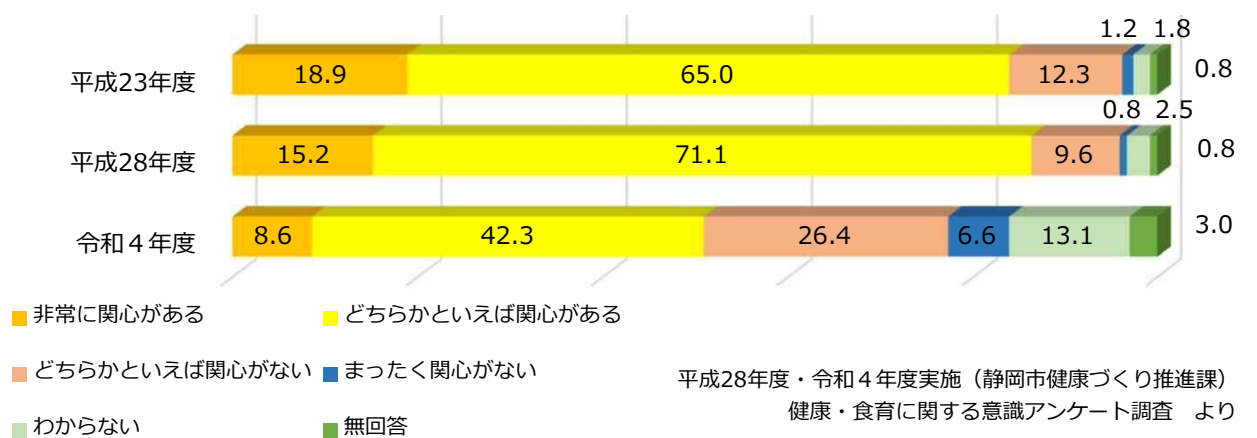
Q. 農業体験をしたことがありますか？



Q. あなたはこれまでにどのような形で農業（農作業）に関わったことがありますか？ ※複数回答可



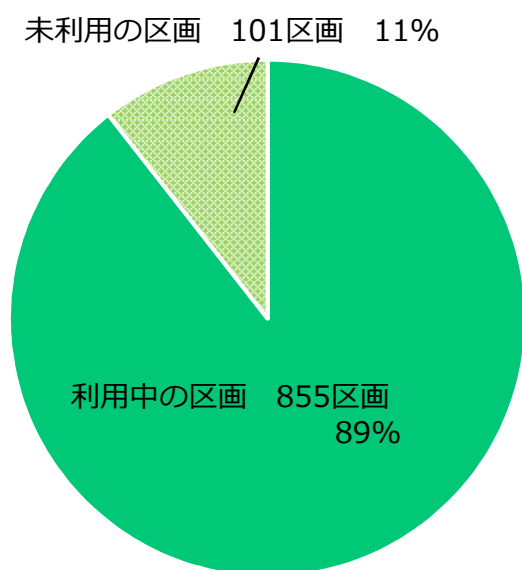
【資料11】食育に関する意識アンケート調査



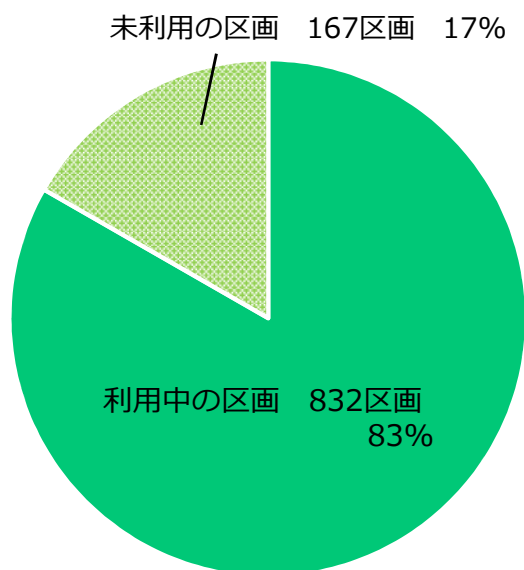
◆令和4年度は「非常に興味がある」と「どちらかといえば興味がある」を合わせた『関心がある』は50.9%です。

【資料12】市民農園の利用状況調査

《市街化区域》



《市街化調整区域》



静岡市経済局農業政策課資料 令和4年3月31日現在
市街化区域内の市民農園36箇所・市街化調整区域内の市民農園31箇所

◆市街化区域内の市民農園36箇所・956区画（総面積35,213㎡）のうち
利用されている区画は855区画（89%）です。

◆市街化調整区域内の市民農園31箇所・999区画（総面積51,342㎡）のうち
利用されている区画は832区画（83%）です。

◆計画策定時に比べ市民農園の数・面積共に減少はあったものの、依然として高い利用率を維持しています。

第3 都市農業振興における課題

1 課題の整理

都市農業に関するこれまでの経緯や現況を踏まえたうえで、本市都市農業振興における課題をまとめると次のとおりです。

(1) 生産供給力の向上

- ① 近年、顔の見える農産物や地産地消の意識の高まりから、ＪＡ静岡市が展開する「じまん市」、ＪＡしみずが展開する「グリーンセンター」、ジェイエイしみずサービスが展開する「産直プラザふれっぴー清水野菜村」などのファーマーズマーケットの人气が高く、消費者へ地域の農産物を安定供給できるための生産対策が必要です。

一方、ファーマーズマーケットで販売（出荷）する都市農業者は※増加傾向にあります。出荷者からは「ファーマーズマーケット以外にも販売施設が欲しい」といった声も寄せられており、都市農業者自らが営むことができる直売所の設置など販売機会の拡大も求められています。

また、市内には中央卸売市場も設置されていることから、都市農業者のニーズに合わせてそれぞれの有効な活用法を考えることも重要です。

- ② 生産地と消費地が近いという都市農業の利点を十分に発揮していくため、鮮度が重視される葉物野菜の生産拡大など地産地消の推進への取組みや、食品事業者との連携による消費者ニーズの把握や商品開発など6次産業化への取組みが必要です。



【ファーマーズマーケットの開店を待つ行列と午前中の店内の様子】

※ 市内ファーマーズマーケットへ出荷する都市農業者数は、平成28年度から令和3年度までの5年間で約15%増加しています。

(2) 都市農業者を含めた担い手の確保・育成

- ① 小規模ながらも収益があり、販売農家として営農を継続していきたいという意欲のある都市農業者に対しては、農地周辺の環境の変化等が懸念される中においても安定した収益を確保し、将来的に持続可能な営農活動が行えるよう、積極的な支援が必要です。
- ② 人口減少や高齢化により、認定農業者をはじめとする担い手の高齢化が進んでいることから、農地を維持し、適切な生産活動を行うことができる後継者の育成に関する対策を検討する必要があります。一方で、労働時間の短縮や労働環境の改善等が必要となります。
- ③ 都市農地の場合、規模の小さな農地が比較的多く、毎日農業に従事せずとも適切な時期に作業を行うことで農作物の生産は可能となります。様々な働き方が許容されてきている現代において“半分農業・半分他産業従事の両立”のようなスタイルで農業に取り組む担い手に対して支援をすることで、担い手の確保や育成に寄与します。
- ④ 市街化区域では比較的農業者が点在しています。このため、横の繋がりや連携が生まれにくいことから、ネットワーク化やグループ化を促進する取り組みが必要です。



(3) 都市農業と地域住民との共生

- ① 営農活動により生じる日照や通風などの環境面のほか、肥料の臭いや作業音など都市農地周辺に居住する地域住民の住環境に影響を与えることが懸念されるため、地域住民の住環境を保全するための対策が必要です。

これについては、既存の事業の検証と併せて、利活用のしやすい事業のあり方を検討する必要があります。

- ② 市街化区域で農業を継続するためには、都市農業者と地域住民との交流や対話を通じ、農作業についてお互いに理解を深めることが重要です。

このためには、都市農業者と自治会組織との連携強化や、農協などが実施する「農業まつり」の活用、農業者で組織する団体や民間企業の連携による事業への参画など、積極的な交流を進める必要があります。



【民間企業と連携した販売イベント】



【アグリフェスタしみずの様子】

(4) 都市農地が有する多様な機能の発揮

- ① 本格的な高齢社会の到来や余暇の過ごし方の多様化により、レクリエーションやリフレッシュの場の1つとして、農業体験に対するニーズが高くなっています（【資料10】参照）。

多くの住民が生活している市街化区域内に点在する都市農地は、地域住民の生活を豊かにする体験の場として、様々な役割が期待されます。

また、市民が農業に触れることができる場である市民農園の整備については、都市農地の持つ機能が十分に発揮できる仕組みを構築する必要があります。



- ② 学校教育における農業体験学習の場としての活用や、学校給食における地元産農産物の供給源としても、身近な市街化区域内農地を確保する必要があります。今後は、学校給食のニーズに合ったサイズや品質、量を安定的に供給できる仕組みづくりを研究し、農業団体、学校給食関係者、流通事業者、教育委員会などとの連携を密にしていく必要があります。

- ③ 近年危惧されている南海トラフ地震などの災害発生時には、建物が密集する市街化区域において、農地は貴重なオープンスペースとなります。このことから災害発生時の一時的な避難スペースなどとして都市農地の活用を図る必要があります。

一方、台風やゲリラ豪雨など大雨による水害に対しては、雨水の貯留機能として、都市農地の有効活用を図ることも重要です。

(5) まちづくり計画との整合

① 土地利用計画

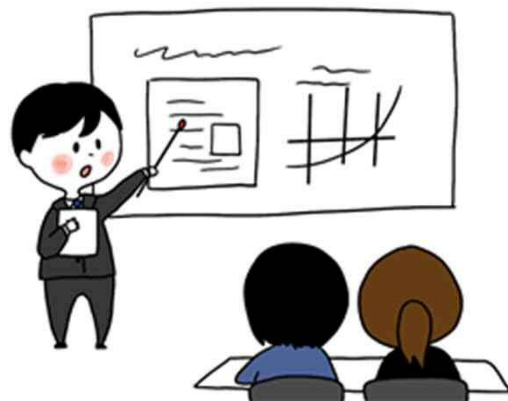
コンパクトシティの実現に向け、「静岡市都市計画マスタープラン」や「静岡市立地適正化計画」、「静岡市みどりの基本計画」などの中で位置付ける都市機能や居住の誘導等において、良好な生活環境を形成する観点から、都市農地が有する住宅密集地の緩衝地帯としての機能や災害時の避難スペースとしての機能を有効に活用する必要があります。

加えて、本市の都市公園を補完する緑地空間としての都市農地の保全・維持を図る必要があります。

② 産業振興計画

産業全体の基本的な振興方向を示す「第3次静岡市産業振興プラン」では、政令市に相応しい産業・経済の将来像を描きつつ、農林水産分野の政策においては本計画と連携し、

地域資源としての都市農業の価値を活かせるよう取り組むこととしています。



第4 本市都市農業の目指す方向性

気候が※温暖で日照時間が長く、年間降水量も多いという恵まれた自然条件のもと、農産物の生産と消費の場が近いという「地産地消」の推進に適した本市の特徴を活かせるよう、都市農業者と地域住民はそれぞれの立場で都市農業との関わりを持つことにより、互いに豊かになる仕組みを作り、未来につなげていくことが大切です。

特に地域住民は、農地が身近にあることで、新鮮かつ安全で安心な「生産者の顔が見える」農産物を手に入れられることを認識するとともに、農地がもたらす緑地空間が安らぎを与え、さらには地震発生時の避難スペースとしての防災や、ヒートアイランド現象の緩和などの役割も果たすなど、都市農地が有する多様な機能についても理解し、日々の生活に潤いを感じながら、都市農業の良き理解者・協力者となることが大切です。

また、昨今の社会情勢や、脱炭素などの環境問題への関心の高まりの中で、本市の都市農業を持続可能なものとしていくためには、農業者の努力のみならず、消費者への理解醸成を進め、支持されるものとしていく必要があります。



静岡市の年間平均気温は17.8℃で、政令市20市中、上から2番目です。また、日照率も51%で上から2番目で、降水量は第1位です（令和2年 大都市比較統計年表より）。

このようなことから、本市では都市農業者と地域住民との共生のもと、都市農業が大切な地域資源であることを双方が十分理解し、日頃から都市農業を地域の中に積極的に位置づけ、お互いに支え合うことにより、元気で活力のある都市農業を目指していくこととします。

将来像

農業者と地域住民が支えあう元気な“しずおか都市農業”

～地産地消の推進と都市農地が有する多様な機能の発揮を通じ、
都市農業者と住民がともに豊かさを享受し、未来へつなぐ～

大切な視点

◆安全で安心な農産物の安定供給

～顔の見える農産物づくり～

◆地域資源としての都市農地の活用

～地域住民の理解の醸成～

第5 都市農業振興の基本方針と施策展開

本市都市農業の目指す方向性を実現するために、次のような基本方針を定め、施策を展開していきます。

基本方針 I

都市農業者がいきいきと活躍できる取り組みの推進 ～持続可能で元気な都市農業を確立するために～

都市農業の持続的発展のため、限られた農地を最大限に活用しながら生産活動を行う担い手の確保に取り組むとともに、地域住民の理解のもと、生産性の向上や6次産業化など収益性をより一層高めるための取り組みを推進し、都市農業者の営農意欲と農業所得の向上を図ります。

また、地域住民が地元で生産された農産物を積極的に購入できるような地産地消の取り組みを推進します。

(1) 生産振興及び担い手の確保・育成

- ① ファーマーズマーケットでは、生産地と消費地が近いというメリットを活かし、新鮮で品質の良い農産物を、都市農業者自らが設定した手ごろな価格で消費者に販売しています。都市農業者が、消費地（市街化区域）の中に自らの耕作地があるという有利性を十分に発揮するためには、地域住民のニーズに対応した“旬のもの”を新鮮なうちに提供できる環境の維持が必要です。

このために、農業用機械購入などの設備投資に対する支援を実施し、都市農業者の生産力向上を図るとともに、都市農地で生産された農産物が地域住民の身近な場所で手に入れられるような環境整備を図ります。

- ② 市街化の進行に伴い小規模化・分散化の進む都市農地が、適切に管理されている状態を維持するために、“多様な担い手”を含めた都市農業者の確保・育成を図ります。

（２）周囲の住環境に配慮した生産活動の推進

- ① 都市農業者が、食品の安全性や環境負荷の低減を求める消費者のニーズを意識し、有機農業や化学肥料・化学農薬を減らした栽培方法を導入するための取組みを推進します。
- ② 都市農業において環境負荷の低減に配慮した生産活動を行うことにより、有機資材や天敵の利用による化学物質の飛散の抑制や、温室効果ガスの発生が少ない機械の導入による煙や騒音の発生抑制などにつながり、周囲の住環境や景観への影響を軽減することにも繋がるため、地域住民からの理解も得やすくなります。

このことから、市街化区域内農地で環境に配慮した生産活動を行うために要する農業用機械や設備の導入に対して支援します。

（３）高付加価値化及び６次産業化の推進

- ① 農産物加工品の開発、生産、販売活動や、健康・安全志向の消費者ニーズに対応した食品関連企業や飲食店との連携による商品開発など、新たな販路拡大に向けた６次産業化への取組みを推進します。
- ② 近年では、話題性のある作物を生み出し、PRすることで、そのブランド化を推し進めるケースも生まれています。

駿河区の長田地区で生産されている「長田唐芋」は、戦略作物（新顔野菜）として将来を期待されています。



【長田唐芋（おさだとうのいも）】

平成22年から試験栽培を開始し、水分が多い土地で良く育ち、里芋に似た「しま模様」が特徴の芋です。味が濃く、きめの細かさと粘りが特徴で、JA静岡市のじまん市などで販売されています。

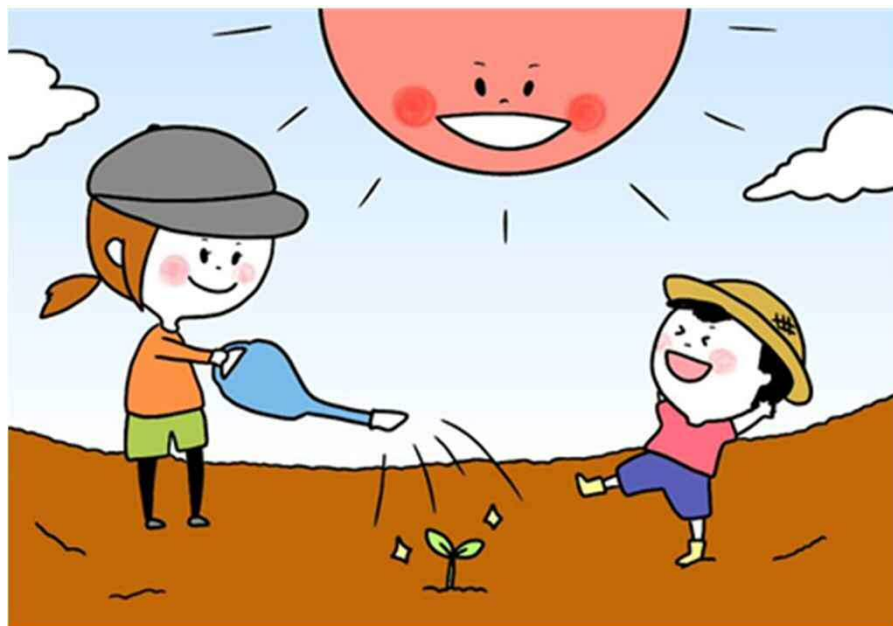
(4) 優良農地の利用推進

① 市街化区域内の優良農地が適切に管理・活用されるよう、関係機関による連携を図っていきます。

② 「静岡市都市計画マスタープラン」や「静岡市立地適正化計画」などの土地利用計画については、良好な生活環境を形成し、「都市と緑・農の共生」の実現に向けて取り組む際、都市農業振興の観点を十分考慮し、都市農業振興基本計画との整合や連携を図りながら、総合的かつ計画的に必要な農地を保全していきます。

特に郊外部においては、空き地を有効に活用するなど、都市農地に身近に触れ合える、ゆとりある市街地の形成を推進します。

③ 市街化区域では、営農活動が行われることにより農地が緑地としての機能を発揮し、農業と調和した良好な都市環境が形成されることから、集団的な農地の保全・活用に係る関係法令の動向や、土地所有者などの意向を尊重しながら、快適な緑地空間としての維持・活用を図ります。



基本方針 II

地域住民が都市農業を身近に感じられる環境づくりの推進

～地域住民が都市農業を理解し、その価値と魅力を共有できるように～

都市農業の持続的発展には、地域住民の理解と協力が欠かせません。身近に都市農地があることで、地域住民は新鮮で安全、安心な農産物を手に入れることができることから、都市農業が大切な地域資源であることを地域住民が認識し、日頃から地域の中に農業を積極的に位置づけ、都市農業について考えていけるような土壌づくりが大切です。

このため、地域住民が農業体験できる環境を整え、イベントなどへの参加を促すほか、学校教育で農業体験学習をしたり、学校給食へ地元農産物を取り入れたりすることで、地域住民の農業に対する理解を深め、心身のリフレッシュや健康増進、健康寿命のアップにもつながるよう取り組んでいきます。

さらには、都市農業や地元農産物に関する様々な情報発信を積極的に推進するとともに、緑地空間としての機能や、福祉との連携、防災機能など、都市農業が有する多様な機能を発揮させる取組みを推進していきます。

(1) 都市農業に対する理解の促進（農好市民の育成）

- ① 地域住民が、市街化区域内の農地で農作業を体験することにより、農業の楽しさや苦労を味わうとともに、営農活動の実態を理解してもらえるよう情報提供していきます。

また、援農ボランティアの派遣や、都市農業者と交流しながら一連の農作業を気軽に学ぶことができる「※体験型の市民農園」の整備に対して支援するとともに、幅広い年代の住民を対象に、情報提供を行います。

このような取り組みにより、市街化区域内農地で行われる農業への理解を促進するとともに、農作業への関心を高めることで、将来的な担い手の確保につながるよう取り組んでいきます。

※ 「体験型の市民農園」とは、作付計画を園主（農業者）が作成し、園主が月に1～2回程度利用者に栽培講習を行う体験農園をいいます。農具、種苗、生産資材は園主が用意し提供します。

- ② 都市農業には、農地が消費地の中にあることで、安全・安心な農産物を新鮮な状態で提供できるだけでなく、輸送コストの削減による温室効果ガスの排出削減や脱炭素への貢献といったメリットがある一方、地域住民の住環境に配慮した営農活動を行う必要があり、通常よりも経費や労力が必要となります。

また、環境負荷の低減に取り組む生産活動においては、農産物の品質を均一に保つことが難しいという課題もあります。

このことから、地域住民と都市農業とが共存し、持続可能なものであり続けるために、都市農業者が抱える課題に対する地域住民の理解の醸成を推進します。

- ③ 学校教育においては、本市の都市農業で、どのような作物が生産されているのか、どのような評価を得ているのかを児童・生徒が学習することで、自らの住む地域や郷土に対する想いを醸成します。また、実際に栽培から収穫までの農業体験学習を行うことで、将来農業を志す人材が生まれるような環境づくりを推進します。

- ④ 学校給食では、食育の一環として、食べ物や地域への感謝の心を育てているので、都市農業を含む地元農産物や加工品の利用促進を図ります。

- ⑤ 都市農地やそこで収穫された農産物の紹介など都市農業者と地域住民との交流会や収穫祭など農業関連イベントの開催により、地域住民の農業への積極的な関わりを進めます。

また、イベント参加者や地域住民に対し、都市の中における“緑”の空間が地域に好影響をもたらしていることなど、都市農業の啓発を推進します。



（２）地元農産物に関する情報の発信

- ① 本市では、「静岡市の旬の食材、ズラッと紹介します。」のキャッチフレーズのもと、ホームページ「ZRATTO! しずおか」により、旬の食材の紹介をはじめ、直売所や、観光農園案内、地域の特産品のラインアップ、レシピの紹介などの情報を発信しています。

今後も引き続き、市及び関係団体のホームページやSNSの運用をさらに拡充させていきます。

静岡市の旬の食材、ズラッと紹介します。



↑ ZRATTO! しずおか
に接続します。

- ② 地元の地域情報誌（フリーペーパー）や農業協同組合の広報などの紙面を活用し、市民に対し、地域で活躍する都市農業者の姿や生産現場の取材記事、イベント開催情報や旬の美味しい情報などを積極的に提供します。
- ③ 本市には、「折戸なす」のように昔から受け継がれてきた希少な農産物があります。こうした農産物のストーリー性（歴史・文化）をPRしていくことで、市民に対する「静岡市ブランド」の更なる普及を図ります。



【折戸なす】

三保松原から眺める富士山が美しい清水区三保・折戸地区において、在来種である「折戸なす」が栽培されています。

折戸なすは、「一富士二鷹三茄子（なすび）」のことわざや、徳川家康公に献上されていたことが伝えられている作物で、その栽培は、明治以降途絶えていましたが、国の研究機関で保存されていた種を譲り受けて平成17年に復活を果たしました。現在では毎年、久能山東照宮へ奉納されています。丸い形状できめ細やかな肉質と濃厚な味わいが特徴です。

(3) 都市農地が有する多様な機能の発揮

- ① リハビリやセラピー、生きがいづくりを目的とした農作業など「健康・福祉」のための農地活用は、高齢化やストレス化社会の到来により、今後ニーズが高まると見込まれ、地域住民同士の交流や健康寿命を延ばす効果が期待できます。

また、年代を問わず、都市農地が地域住民のレクリエーションの場として利用されることは、都市農地が持つ多様な機能への理解を促し、都市に必要な空間であることへの理解を深めることにもつながります。

このように他分野と連携した都市農地の活用を推進していくにあたり、各種支援制度の紹介や関連情報の提供などの支援をしていきます。

- ② 火災の発生時には、都市農地が延焼を防止するための緩衝地帯や地域住民の避難スペースとなり、台風やゲリラ豪雨の発生時には、水害を抑制するための雨水の貯留機能として活用できるよう都市農地の保全を推進します。また、大地震発生後においては、仮設住宅の設置場所としての※1生産緑地地区農地の活用も検討します。

- ③ 都市農地を※2グリーンインフラとして捉え、都市農地の持つ緑地空間が地域住民に安らぎや潤いを与えるだけでなく、都市部のヒートアイランド現象の緩和や、鳥や昆虫の生息など生物多様性の保全にも貢献することなど、都市農地が有する多様な機能の発揮について、ホームページなどを通じてPRしていきます。



※1 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内においては、非常災害のため必要な応急措置を行う行為が認められています。

※2 グリーンインフラとは、社会資本の整備や土地利用のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みをいいます。

施策により期待される効果

都市農業の振興

- ・生産力向上や6次産業化の推進により農業所得の向上につながります。
- ➡持続可能な農業経営の推進
- ・収穫直後の農産物が店頭に豊富に並び、新鮮で安心・安全な農産物がいつでも手に入る地産地消の推進を図ります。
- ➡市民生活満足度のアップ
- ・地域住民が農業体験できる機会が増え、心身の健康を増進します。
- ➡健康・長寿のまちづくりの推進
- ・緑地が住環境などに好影響を与え、良好な都市空間を形成します。
- ➡地域住民に安らぎ、潤い、活力を供与
- ・都市農業者と地域住民が“農”を通じ、良好なコミュニケーションを構築します。
- ➡“農”から始まる未来につながる人づくり

豊かな市民生活の実現

「世界に輝く静岡」の実現



第6 都市農業振興における目標指標

施策の展開にあたり、都市農業者（生産者）の生産や販売の視点と、地域住民（消費者）の農業に対する期待や関心の視点の両面から、都市農業の振興を図る必要があると考え、本計画の目標指標として2つの指標を設定します。

まず、本市の都市農業を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、市街化区域内の農地で適切に生産活動を行う担い手を確保していく必要があると同時に、都市農業者が生産した農産物を地域住民に安定的に供給し、一定の収入を得られることが重要です。

現在、JA静岡市の「じまん市」やJAしみずの「グリーンセンター」などのファーマーズマーケットの人気は高く、生産者の名前や顔が見え、安心・安全で新鮮な農産物を地元住民が消費するという「地産地消」の典型的なモデルケースとなっています。

このため、1つ目の達成基準として、計画期間において「市内ファーマーズマーケットで販売する都市農業者数」を、令和3年度実績以上にすることを目標とします。

《目標指標1》

令和7年度 市内ファーマーズマーケットで
販売する都市農業者数 $\geq$ 730人
※令和4年3月31日実績

※令和3年度の「じまん市」・「グリーンセンター」・「産直プラザふれっぴー清水野菜村」で販売する市街化区域内に住所を有する農業者数

次に、地域住民が都市農業を身近な存在として感じ、地元にとって、なくてはならない地域資源の1つとして認識しているかどうかを判断するには、住民が日頃から農産物の購入にあたり、地元農産物に価値を見出し、市内産であることを意識しているかどうか大きな目安になります。「地産地消に関する市民意識調査」（【資料8】参照）から明らかのように、市内産を意識して購入する市民の割合（野菜全般、いちご、みかん、お茶の4品目の平均値）は、平成28年時点の約22%から、ほぼ横ばいの推移となっています。

このため、2つ目の達成基準としては、引き続き計画期間において「農産物を購入する際に市内産であることを意識している市民の割合」を、平成28年度の実績を8%上回る30%以上にすることを目標とします。

《目標指標2》

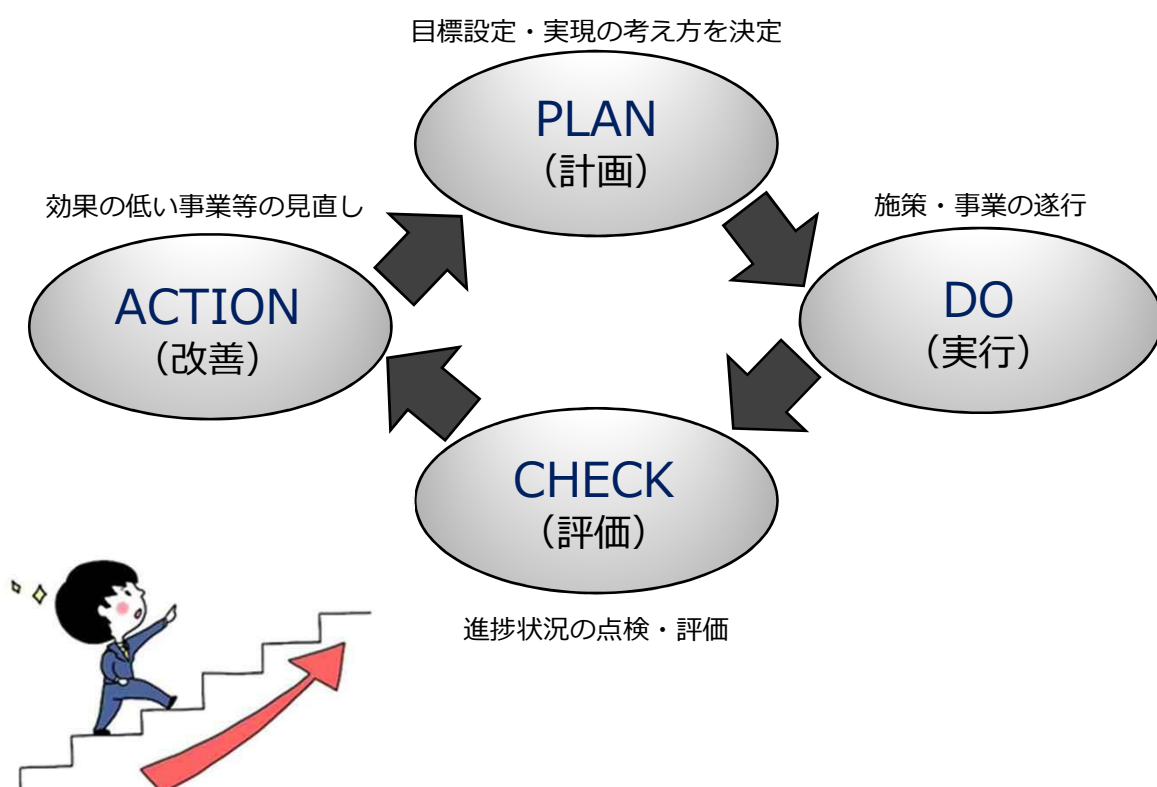
令和7年度 農産物を購入する際に
市内産であることを意識している市民の割合 $\geq$ 30%
※平成28年度実績+8%

第7 計画の推進及び関係者の役割と期待される行動

1 計画の推進

本計画の具体的な施策の推進にあたっては、定期的に行政と都市農業者、農業関係団体などが情報を共有し、連携を図りながら計画の実現を目指します。

《計画の進行管理と進め方のイメージ（PDCAサイクル）》



具体的な施策を推進していく際は、常日頃から関係者が課題や理念を共有し、お互いの連携・協力のもと、それぞれの役割を果たしながら行動していくことが大切です。

各関係者（主体）の役割と期待される行動は次のページのとおりです。

（１）都市農業者の役割

都市農業者は、地域住民に地元産の新鮮で安心・安全な農産物を安定的に生産・供給することが求められています。また、市民コミュニティ農園や体験農園など、地域住民にとって身近な農業体験機会を通して、場所を提供するとともに、農業知識を伝授したり、学校給食へ食材を供給したりするなど、都市農業・農地の果たす多面的な機能を活かし、地域住民との交流や、周囲の環境に配慮した生産活動を行い、地域社会、地域住民と共生できる取組みを進めていくことが期待されます。

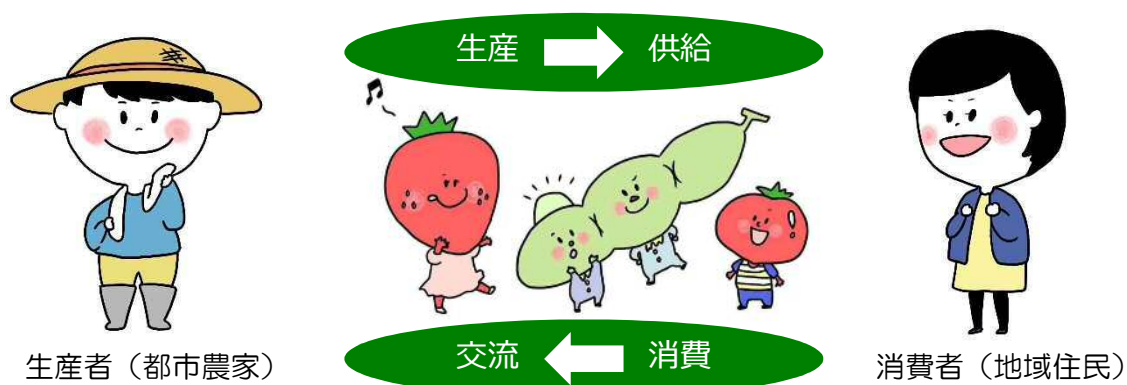
さらには、台風やゲリラ豪雨などによる水害発生時の貯水・貯留機能や、火災による延焼防止、巨大地震による建物倒壊時の一時的な避難スペースなどとして、自らが所有する都市農地や農業用施設を積極的に活用できるよう協力するといった配慮も期待されています。

（２）地域住民の役割

地域住民は、都市農業及び多様な機能を有する都市農地が、貴重な地域資源であることを認識し、地域の中に農業を積極的に位置付け、本市都市農業に求められる姿を都市農業者とともに考えていくことが求められます。

また、新鮮な地元産農産物の積極的な購入（地産地消の推進）、都市農業者との交流、農作業体験などへの積極的な参加により、都市農業者とコミュニケーションを図りながら、都市農業への理解を深めていくことが期待されます。

さらに、営農活動上避けて通れない臭いや農作業に伴う騒音の発生などへの理解など、営農環境の維持や農地の保全に対する協力が求められています。



（３）農業協同組合などの農業団体の役割

農業協同組合などの農業団体は、国や県・市などとの関係機関と協力・連携し、都市農業者の営農意欲の向上に向けた取組みを行うことが期待されます。

このためには、農業経営の基本である栽培技術や経営の資質向上に向けて、都市農業者への営農指導や各種研修の実施、都市農業者同士の交流を促進するネットワークの強化などの取組みが求められています。

また、ＪＡ静岡市の「じまん市」やＪＡしみずの「グリーンセンター」、ジェイエイしみずサービスの「産直プラザふれっぴー清水野菜村」など、ファーマーズマーケットのより一層の振興やイベントの開催など、地域住民との交流促進、地元小売業との連携などにより、地産地消を推進し、都市農業者の農業所得の増大に向けて取組む必要があります。

（４）県・市（行政）の役割

都市農業を持続的に発展させていくためには、都市農業者が継続して安定した生産活動を行うことができるよう環境を整えることが大切です。

このためには、県と市は共通の理念のもと、本市都市農業のＰＲを積極的に行い、都市農業者を支援し、都市農業者が営農を継続していくための施策を推進していく必要があります。

また、県と市は連携を図り、都市農業に関する的確な情報提供、技術的・財政的な支援を行うとともに、施策の展開にあたっては、国・県・市の各補助事業などを効果的に活用することが大切です。そして、施策の実施後は適切な評価、検証を行い、着実にフィードバックし、新たな施策に反映させていくことが求められます。

加えて、市は、地域住民や都市農業者、農業関係団体などとも連携を図り、多様な意見を反映させ、地域に最も身近な自治体として、各区や各地域の特性に応じた、きめ細やかな振興施策を展開していくことも重要です。

さらに、まちづくりにおいては、農業や農地を的確に計画の中に位置付け、都市農地の保全を図る取組みに対しては、農業部局と都市計画部局が連携を密に図るなど、複数の部局に関わるような課題に対して横のつながりを強化し、総合的に対策を講じていくことが大切です。

参考資料

（１）見直し体制

静岡市都市農業振興基本計画の見直しにあたっては、農業者、農業関係団体関係者などからなる協議会を設置して計画案の検討を行い、関係者へのヒアリングも随時実施しました。

【静岡市都市農業振興基本計画策定協議会名簿】

役 職	氏 名	所 属 ・ 課 名
会 長	杉 本 守	静岡市経済局農林水産部農業政策課
副会長	多 田 克己	静岡県中部農林事務所農業振興部地域振興課
委 員	大 澤 幸司	静岡市農業協同組合営農経済部営農課
	渡 邊 雅之	清水農業協同組合営農経済部営農企画課
	鈴 木 茂樹	静岡市農業委員代表
	大 石 泰子	静岡市農業委員代表
	杉 山 浩一	農業生産者代表（静岡市認定農業者協会）
	塩 澤 友宏	静岡市都市局都市計画部都市計画課
	桑 原 源文	静岡市都市局都市計画部緑地政策課
	國 分 英夫	静岡市財政局税務部固定資産税課
	杉 本 光利	静岡市農業委員会事務局

(2) 見直しの経過（令和4年度）

	実施日	会議等名称	内容
令和4年度	5月下旬	市政アンケートモニター調査	「本市の都市農業」に関する市民意識の調査の実施
	11月下旬 ～ 1月上旬	関係課・外部有識者への意見聴取	静岡市都市農業振興基本計画の概要について
	2月9日	静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	静岡市都市農業振興基本計画の見直しの方向性（案）について
	3月中旬	庁内各課への意見聴取	静岡市都市農業振興基本計画見直し（案）について
	3月下旬	静岡市都市農業振興基本計画策定協議会委員への意見聴取	静岡市都市農業振興基本計画見直し（案）について



本計画書内のイラストはJAしみずの村岡花帆さんにご協力いただきました。



静岡市都市農業振興基本計画

発行 静岡市

編集 静岡市経済局農林水産部農業政策課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL：054（354）2085

FAX：054（354）2482

メール：nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp